

業務委託の質問に関する回答書

建建指第251号
令和4年5月9日

横浜市建築局建築指導部
建築指導課建築安全担当課長

委託名 空家等の相談に対する初期対応（現場調査等）業務委託

上記委託に関し、以下のとおり質問がありましたので、回答します。

No.	設計図書該当箇所	質問	回答
1	入札参加申込時の提出書類	戸籍法第十条の二第三項に記載されたいずれかの資格者の在籍証明書にはどのような記載事項が必要（個人情報保護の観点から不必要な事項は不記載）でしょうか。	資格要件証明書と氏名が同じであることと、その者と会社の関係が判断できる情報が確認できるものを提出してください。
2	業務委託仕様書 5委託業務内容 (1)現場調査・報告 ア現場調査	「現場調査業務は、1級建築士の資格を持った者が全体を監督する体制により実施する。」とあるが、発注情報詳細の入札参加資格には、「一級建築士又は二級建築士が現場調査を監督する体制が構築できること」とある。一級建築士又は二級建築士が個別の空家の現場調査を監督し、1級建築士の資格を持った者が全体を監督するということでしょうか。また、一級建築士又は二級建築士が監督するとは、建築士の業務として監督することなのか、もしくは、一級建築士又は二級建築士の資格を持った者が建築士の業務としてではなく監督するということでしょうか。また、監督の具体的な内容をご説明頂けないでしょうか。	全体の監督を一級又は二級建築士が行う体制を構築すれば、個別の空家の現場調査の調査者の資格は不問となります。 本委託の「監督」は建築士の業務としての監督ではなく、一級建築士又は二級建築士が、現場調査の各判定項目の写真撮影方法や注意点を各調査員に指導し、各調査員が作成した現場調査資料を確認し、判断に不備が無いようにすることを指します。
3	業務委託仕様書 5委託業務内容 (2)通知対象者の調査及び確定 イ戸籍・除籍謄本、原戸籍謄本、戸籍の附票、住民票及び除票（以下、「戸籍等」という）の取得及び報告について	「戸籍等の取得は、戸籍法等の定めに従い必要な資格を有する者が行う。」とあるが、受託者から業務を委任された戸籍法第十条の二第三項に記載されたいずれかの資格を持った者がその資格の業務として取得するということなのか、もしくは、その資格を持った者がその資格の業務としてではなく受任者として取得するということでしょうか。	その資格を持った者が、横浜市からの受任者であると同時に、その資格の業務として取得します。

4	業務委託仕様書 5委託業務内容 システムへの入力について	「システムへの入力は、委託者の指定するシステム入力場所にて行うものとし、事前にシステム入力場所の担当課と来訪日時を調整する。」とあるが、指定の方法や時期、日時調整の方法や時期は決められているのでしょうか。	原則は調査した区の区政推進課としますが、複数の区の案件を一度に入力する場合は、その時最も入力作業の効率が良い場所を随時個別に電話や e-mail 等を活用し調整します。
---	------------------------------------	--	--

【お問合せ】

横浜市建築局建築指導部建築指導課

建築安全担当：鶴和、吉村

TEL 045-671-4539 FAX 045-681-2434

E-mail : kc-anzen@city.yokohama.jp